

## 《参考》 現行の三重県監査委員監査基準

三重県監査委員監査基準を次のように定める。

平成21年2月27日

三重県監査委員 鈴木周作  
 三重県監査委員 永田正巳  
 三重県監査委員 前田剛志  
 三重県監査委員 田中正孝

### 三重県監査委員監査基準

三重県監査委員監査基準の全部を改正する。

## 第1章 総則

### 第1節 一般基準

#### (目的)

第1条 この基準は、監査委員の職責を明らかにするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施並びに報告の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (監査委員の使命)

第2条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理又は県の事務の執行について、監査等を実施し、その結果に関する報告を決定の上、当該報告を議会及び知事並びに関係執行機関（以下「知事等」という。）に提出し、公表等により民主的かつ効率的な行政の執行を確保し、もって県民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。

#### (基本方針)

第3条 監査委員は、前条の使命を果たすため、財務執行の適法性、正確性についての検証及び指導、事務事業等の経済性、効率性、有効性を重視した監査等を実施することとし、その結果を公表し、県民の信頼に応える県の行財政運営を確保するものとする。

#### (監査委員の責務)

第4条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を実施しなければならない。

2 監査委員は職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務に従事する職員（以下「事務局職員」という。）を指導監督しなければならない。

（事務局職員の心得）

第5条 事務局職員は、職務の執行に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 常に研修に心がけ、法令の研究、予算及び決算の内容並びに議会における審議の経緯等県政の現状に留意し、監査等の参考となる資料の収集に努めること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために使用しないこと。その職を退いた後も同様であること。
- (3) 監査委員が行う監査等に先立つ調査（以下「予備監査等」という。）の実施に当たっては、次条に規定する実施の基本方針に従い、監査対象について、あらかじめ十分研究すること。
- (4) 予備監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。
- (5) 予備監査等の進捗状況は、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度、指示を受けること。
- (6) 予備監査等を終了したときは、速やかに復命書を作成し、監査委員に復命することとし、当該復命内容は、事実の記載及び行政上の問題に主眼をおいた内容とし、次回監査の参考に資するよう作成すること。
- (7) 疑義が生じた場合には、努力を惜しむことなく、克明にこれを解明すること。
- (8) 誤謬及び不正は、些細な点から発見されることがあるので、あらゆる面に注意を怠らないようにすること。
- (9) 代表監査委員の命を受けて外部監査人の行う監査の事務に協力する場合、外部監査人の監査が適正かつ円滑に行われるよう努めること。

## 第2節 実施基準

（実施の基本方針）

第6条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算、議決、法令等に基づいて適正に行われているか、経済性に配慮して効率的に行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。

（計画的な監査等の実施）

第7条 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査等執行計画及び個別実施計画を策定し、これに基づき実施箇所、所要日程等を定めるものとする。

（監査等の調整）

第8条 監査等の計画の策定及び実施に当たっては、個々の監査等に有機的な関連を持たせ、総合的な成果が上がるように調整運用しなければならない。

(監査等の実施手続の適用基準)

第9条 次条第1号から第5号まで、第11条及び第12条に掲げる監査等の実施は、監査等の種類、対象及び目的並びに管理点検体制の状況を勘案して、試査又は精査によるものとする。試査による場合は、その範囲を合理的に決定するものとする。

- 2 試査は、監査等の対象となっている事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって、全体の正否又は適否を判断する。
- 3 精査は、監査等の対象となっている事項について、全部にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにする。

## 第2章 監査等の実施

### 第1節 監査等の種類及び実施方針

(監査)

第10条 監査の種類及び実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期監査（地自法第199条第4項の規定による監査をいう。） 県の財務に関する事務の執行及び県の経営に係る事業の管理について、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。
- (2) 行政監査（地自法第199条第2項の規定による監査をいう。） 県が実施する事務や事業のうち、重点的に検証する必要がある事務や事業について、その事務や事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として実施する。
- (3) 財政的援助団体等監査（地自法第199条第7項の規定による監査をいう。） 県が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の事業執行を対象として次の区分により実施する。併せて所管部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。
  - イ 補助金等交付団体  
県が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかという観点を主眼として実施する。
  - ロ 出資団体  
県が出資や出捐を行っている団体について、当該団体の事業が出資や出捐の目的に沿って適切に行われているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、経営的な観点からも実施する。
  - ハ 公の施設管理団体  
公の施設の管理団体（指定管理者）に対して、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から実施する。
- (4) 随時監査（地自法第199条第5項の規定による監査をいう。） 定期監査に準じて実施する。
- (5) 指定金融機関等監査（地自法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。） 公金の収納又は支払事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のと

おり行われているかどうかという観点を主眼として実施する。

- (6) 住民の直接請求に基づく監査（地自法第75条の規定による監査をいう。） 請求に係る事務の執行について請求の要旨に応じて実施する。
- (7) 議会の請求に基づく監査（地自法第98条第2項の規定による監査をいう。） 請求に係る事務について行政監査に準じて実施する。
- (8) 知事の要求に基づく監査（地自法第199条第6項の規定による監査をいう。） 要求に係る事務の執行について実施する。
- (9) 住民監査請求に基づく監査（地自法第242条の規定による監査をいう。） 請求に係る財務会計行為の違法性又は不当性の有無について実施する。
- (10) 職員の賠償責任に関する監査（地自法第243条の2第3項又は公企法第34条の規定による監査をいう。） 要求に係る事実の有無等について実施する。

#### （例月出納検査）

第11条 例月出納検査（地自法第235条の2第1項の規定による検査をいう。）は、会計管理者及び企業管理者が保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。以下同じ。）の残高、出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを確認する。

#### （審査）

第12条 審査の種類及び実施方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 決算審査（地自法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査をいう。）  
決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかという観点を主眼として実施する。
- (2) 基金の運用状況審査（地自法第241条第5項の規定による審査をいう。） 基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、基金の設置目的に沿って適性かつ効率的に行われているかという観点を主眼として実施する。
- (3) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条及び第22条の規定による審査をいう。） 健全化法に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを審査する。

#### （報告の徴収）

第13条 監査委員は、地自法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の4第3項又は公企法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めるものとする。

## 第2節 監査等の事前手続

#### （監査等執行計画の策定）

第14条 年間監査等執行計画は、次の各号に掲げる事項について委員会議を経て定めるものとする。

- (1) 実施予定の監査等の種類及び実施箇所
- (2) 監査等の箇所別実施予定時期
- (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

2 監査等の実施に当たっては、前項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について個別実施計画を定めるものとする。

- (1) 監査等の種別
- (2) 対象期間
- (3) 実施期日
- (4) 監査担当委員及び事務局職員
- (5) 実施場所
- (6) 監査等の提出調書及び提出期限
- (7) その他必要と認める事項

(事前通知)

第15条 監査等を実施するに当たっては、関係部局長等に対し、前条第2項に規定する事項を実施のおおむね1箇月前までに通知するものとする。ただし、緊急に実施する場合は、この限りでない。

(資料要求等)

第16条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概況について説明を求めるものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、その都度様式を定めることができる。

2 監査委員は、地自法第199条第10項の規定に基づく意見の提出に当たり、特に必要があると認めるときは、随時に資料の提出又は説明を求めるものとする。

(事前研究)

第17条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、対象となる事務等についてあらかじめ関係法令等の調査研究を行い、基礎知識を涵養するものとする。

2 監査委員は、前条の規定に基づき提出された資料について検討し、その問題点を把握するものとする。

3 監査委員は、前回までの監査等の結果における問題点を把握するものとする。

(予備監査等の実施方法)

第18条 予備監査等の実施に当たっては、第9条に規定する適用基準を参酌して、別に定める監査着眼点を必要に応じ選択して行うものとする。

2 事務局職員は、監査等の効率的な執行を図るため、提出書類に基づいた計数の整合や事務の執行状況等について調査を行うものとする。

3 事務局職員は、予備監査等の結果について、概要を説明するとともに、改善事項の指導を行うものとする。

- 4 予備監査等の結果については、部局等毎に取りまとめ、必要の都度検討会を開催して内容を検討するとともに、委員に報告するものとする。

### 第3節 監査等の実施手続

(監査等の実施手続の選択適用)

第19条 監査等(予備監査等を含む。)は、書類、帳簿、証拠書類等に基づき、次条各号に規定する監査等の実施手続を可能な限り選択適用して実施する。

(監査手続)

第20条 監査手続は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 閲覧 監査等対象部局等の記録や文書を確認すること。証憑突合、帳簿突合等関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確認する照合を含む。
- (2) 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証すること。
- (3) 観察 現場において事務処理の手続を確認すること。物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際、その実施状況を視察して正否を確認する立会を含む。
- (4) 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認すること。
- (5) 質問 事実の存否又は問題点について、監査対象部局等の職員に質問して、回答又は説明を求めること。
- (6) 分析 事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確認すること。
- (7) 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確認すること。
- (8) 通査 帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにすること。
- (9) 総合 諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断すること。

### 第3章 結果報告

(報告の提出及び公表)

第21条 監査又は検査を終了し、結果に関する報告(住民監査請求に基づく監査における勧告を含む。以下同じ。)を決定したときは、地自法又は公企法の規定に基づく提出、通知、公表等を行うほか、必要と認めるときは、地自法等の規定にかかわらず議会及び知事等に当該報告を通知するものとする。個別外部監査について外部監査人から監査の結果報告があったときも同様とする。

- 2 前項の監査の結果に関する報告が、財政的援助団体等監査の場合は、当該団体を所管する部局を通じて当該団体に係る監査の結果を通知するものとする。
- 3 第1項の公表は、三重県監査委員条例(昭和39年三重県条例第44号)第4条の規定に基

づき、三重県公報に登載して行うほか、ホームページ等に掲載して広く周知を図るものとする。

4 監査等の結果に関する報告書には、おおむね次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載するものとする。

- (1) 報告書等の提出日付
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 監査等の種類
- (4) 監査等の概要で次に掲げるもの
  - イ 監査等の実施期間
  - ロ 監査等の対象とした部局分野名又は事務所等名若しくは事業所名（財政的援助団体等にあつては団体名）
  - ハ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては出資金額など）
  - ニ その他必要とするもの
- (5) 監査等の結果で次に掲げるもの
  - イ 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見
  - ロ 是正及び改善等を要する事項

（監査の結果に関する意見の提出）

第22条 監査委員は、監査の結果（外部監査人の監査の結果を含む。）に基づき必要があると認めるときは、法の規定に基づいて意見を提出することができるほか、監査の結果に関する報告に意見を付することができるものとする。

2 監査委員は、職員の賠償責任に関する監査の結果において、知事又は企業管理者から賠償責任の免除について意見を求められたときは、意見を提出しなければならない。

（決算等審査意見の提出及び公表）

第23条 監査委員は、第12条に規定する審査を終了したときは、審査意見を知事に提出しなければならない。

2 前項の意見はホームページ等に掲載して、広く公表するものとする。

（報告等の決定）

第24条 報告等の決定のうち、次の各号に掲げるものは、監査委員の合議によらなければならない。

- (1) 第10条第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに定める監査結果
- (2) 第12条に定める審査意見
- (3) 外部監査人の監査結果に関する意見
- (4) 住民監査請求に係る個別外部監査についての請求の相当な理由の有無及び勧告

（監査等の結果報告後の処置）

第25条 監査委員は、監査等の結果又は外部監査結果について、知事等から講じた措置の報告を適宜求めるものとする。

- 2 前項の監査結果が財政的援助団体等監査のときには、必要に応じ、当該団体の措置状況の調査結果について併せて報告を求めるものとする。
- 3 監査の結果について講じた措置の通知があった場合は、地自法の規定に基づき、その内容を公表及び通知するものとする。
- 4 公表の方法については、第21条第3項の規定を準用する。

(雑則)

第26条 この基準の制定及び改廃は、監査委員の合議によるものとする。

附 則

この基準は、平成21年2月27日から施行する。